

# 令和7年度（令和6年分）給与支払報告書提出のご案内

平素より、特別区民税・都民税（個人住民税）・森林環境税の特別徴収にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

毎年1月1日現在において給与の支払いをする者で、給与所得に係る源泉徴収をする義務のあるものは、給与支払報告書を所定の期日までに提出する必要があります。

令和7年度給与支払報告書につきましては、本書および国税庁作成の「令和6年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を確認のうえ、作成・提出してください。

## 給与支払報告書の提出について

### ◎提出書類

#### A. 総括表

本書に同封のものをご利用ください。

※下記のBに該当する方がいない場合は、総括表の提出も不要です。

#### B. 個人別明細書

下記に該当する方のものを、1人につき1枚ご提出ください。

- ① 令和7年1月1日現在、給与の支払を受けており、江東区に居住している方
- ② 令和6年中に給与の支払を受けなくなった方のうち、その時点で江東区に居住されていた方（給与支払金額が30万円以下の場合は提出の義務はありませんが、公平・適正な課税の観点から提出にご協力ください）

※ 年末調整や税務署への源泉徴収票の提出が不要な方につきましても、上記に該当する場合は、個人別明細書をご提出ください。

※ 個人別明細書以外の様式（源泉徴収簿等）での受付はできません。

#### C. 普通徴収切替理由書

本書に同封のものをご利用ください（普通徴収切替の要件に該当し、普通徴収を希望する方がいる場合のみ）。

#### D. 本人確認書類（給与支払者が個人事業主の場合のみ）

給与支払者の本人確認書類を、ご提出又はご提示ください。（P.4参照）

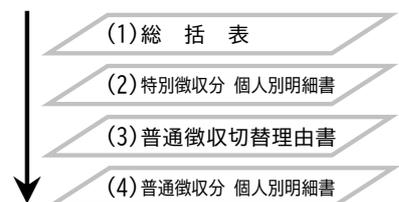
### 【提出書類一覧】

給与支払者	提出する個人別明細書	提出書類			
		A. 総括表	B. 個人別明細書	C. 普通徴収切替理由書	D. 本人確認書類
法人	①特別徴収分と普通徴収分を両方提出	○	○	○	
	②特別徴収分のみを提出	○	○		
	③普通徴収分のみを提出	○	○	○	
個人 (個人事業主)	④特別徴収分と普通徴収分を両方提出	○	○	○	○
	⑤特別徴収分のみを提出	○	○		○
	⑥普通徴収分のみを提出	○	○	○	○

### ◎提出時の並べ方

給与支払報告書は下記の順に並べ、一束でご提出ください（特別徴収税額通知書への納税義務者の記載は、ご提出時の特別徴収分個人別明細書の順にいたします）。

- (1) 総括表
- (2) 特別徴収分 個人別明細書
- (3) 普通徴収切替理由書
- (4) 普通徴収分 個人別明細書



### ◎提出期限

令和7年1月31日（金）必着

### ◎提出先

〒135-8383 東京都江東区東陽4-11-28 江東区役所 区民部 課税課

※ 同封の返信用封筒をご利用ください。





## 個人事業主の本人確認書類について

給与支払者が個人事業主の場合は、給与支払報告書に給与支払者のマイナンバー（個人番号）を記載する欄を設けています。給与支払者のマイナンバーを記載した給与支払報告書を提出する際には、下記を参考に、給与支払者本人の本人確認書類の提示又はコピーの添付をしてください（給与支払者が法人の場合は不要です）。

### 本人確認書類の例

例1 マイナンバーカード

例2 通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証 等

※ マイナンバーを記載した給与支払報告書を郵送でご提出される場合は、本人確認書類のコピーを同封してください（マイナンバーカードは両面コピーが必要です）。

※ 通知カードに記載されている氏名・住所等が現況と異なる場合は、確認書類として認められません。

※ 郵送提出で各健康保険等の被保険者証のコピーを添付する場合は、保険者番号および被保険者等記号・番号をマスキングしてください。

※ 代理人が提出にお越しになる場合は、上記の書類に代わり、下記3つの確認書類が必要となります。

- ① 給与支払者（個人事業主）本人のマイナンバーを確認できる書類のコピー  
給与支払者（個人事業主）本人の〔マイナンバーカード・通知カード等〕の中から1点
- ② 代理人の身元を確認できる書類  
代理人の〔マイナンバーカード・運転免許証・税理士証票等〕の中から1点  
または  
〔公的医療保険の被保険者証・国民年金手帳・住民票の写し等〕の中から2点
- ③ 代理権を確認できる書類  
法定代理人 → 戸籍謄本等の資格を証明する書類  
任意代理人 → 委任状  
・本人しか持ち得ない身分証明書（マイナンバーカード等）の原本をお持ちいただくことで、代理権を確認できる書類に代えることができます。  
・代理権の確認をさせていただく際に、確認書類のコピーを取らせていただくことがあります。あらかじめご了承ください。  
・法人が代理人となる場合は、上記とは別の方法で代理権を確認しますので、課税課までお問い合わせください。

## 給与支払報告書提出後の注意点

給与支払報告書を区市町村へ提出した後、4月1日までの間に給与受給者に退職や転勤等の異動が生じた場合は、「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。異動事由が発生した日から4月15日までに該当の区市町村へ提出してください。なお、令和6年度に特別徴収していた区市町村と、令和7年度の給与支払報告書を提出した区市町村が異なる場合は、「給与所得者異動届出書」を両方の区市町村へ提出してください。

## eLTAX（エルタックス）について

- ◎ 基準年（前々年）の所得税の源泉徴収票の提出枚数が100枚以上の事業者（給与支払者）の場合は、インターネットを利用した電子申告（eLTAX：エルタックス）又は光ディスク等による提出が義務化されています。
- ◎ eLTAXにつきましては、詳しくはeLTAX地方税ポータルシステム (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。なお、ご不明な点等がございましたらeLTAXホームページ内の「よくあるご質問」をご覧ください。 (<https://eltax.custhelp.com/>)
- ◎ eLTAXで給与支払報告書を提出された場合は、書面での給与支払報告書の提出は不要です。

## 給与支払報告書提出に関するお問い合わせ先

- ◎ ご不明な点等がございましたら江東区ホームページ内の「よくある質問」をご覧ください。  
掲載場所: 区トップページ (<https://www.city.koto.lg.jp/>) ⇒ 「暮らし・地域」税金  
⇒ 「税に関するお知らせ」 ⇒ 給与支払報告書(総括表・個人別明細書)の提出についてよくある質問

◎ 江東区役所 区民部 課税課

〒135-8383 東京都江東区東陽4-11-28 TEL.03-3647-9111 (代表)





## ～外国人を雇用する 事業者の方へ～



# 住民税の特別徴収にご協力ください！

## 住民税の特別徴収義務

所得税の源泉徴収義務がある給与支払者<sup>(※)</sup>は、原則として、納税義務者である従業員に代わって、毎月支払う給与から住民税を特別徴収し、従業員が居住する市区町村に納入することが義務付けられています。

外国人を雇用する場合でも、日本人の従業員と同様に特別徴収を行っていただく必要があります。

(※) 常時二人以下の家事使用人のみに対し給与の支払をする者以外の給与支払者

### ◆ 特別徴収になると

**従業員の方**…毎月の給与から年12回の納付となるため、普通徴収（年4回払い）と比べ、1回当たりの納付額の負担が少なくなります。また、自身で納付する手間が省け、納め忘れの心配がありません。

**事業者の方**…所得税の源泉徴収事務と異なり、市区町村が納入すべき税額を決定して通知するため、事業者の方が納入額の計算をする必要はありません。

## 外国人が退職・帰国（出国）するときには

住民税の納め忘れがないよう、事業者の方から以下の手続きをご案内いただきますようお願いいたします。

なお、日本人と外国人で手続きの方法などが異なるものではありません。

### □ 残りの住民税（特別徴収税額）の一括徴収

本人から申出がある場合は、退職時に支給する給与や退職金から残りの住民税を一括して徴収することができます。

※ 1～5月に退職する場合は、申出の有無にかかわらず一括徴収を行っていただく必要があります。

### □ 納税管理人の選任

帰国する方で、日本から出国するまでの間に住民税を納めることができない場合は、出国する前に、日本に居住する方の中から、自身に代わり税金の手続きを行う方（納税管理人）を定め、市区町村に届け出る必要があります。

【総務省HP】 [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/individual-inhabitant-tax.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/individual-inhabitant-tax.html)

【お問い合わせ先】 不明な点がある場合は、従業員の方がお住まいの市区町村の税務担当課までお問い合わせください。



総務省  
Ministry of Internal Affairs  
and Communications